

児童発達支援・放課後等デイサービスを利用するまでの流れ 及び利用料金について

利用フローチャート

- ① 児童発達支援の利用相談をする（市町村窓口や障害児相談支援事業所など）
- ② 施設の見学をする
- ③ 自治体に受給者証の申請をする
（市区町村の福祉関係窓口（障害福祉課、保健福祉課、こども家庭支援課など）で申請でき、2週間～2カ月ほどで取得できます）
- ④ 施設と利用手続きを行う
契約や重要事項説明書など利用に当たり必要な書類の押印、読み合わせ
苦手項目の選定、個別計画書の作成を行います。
- ⑤ 利用開始
半年に1回の面談や機能訓練の報告等が発生していきます。

受給者証（通所受給者証）が申請できる対象

児童福祉法で、対象とされている障害種別が決まっており主に次の通りです。

- ・身体に障害のある児童
- ・知的障害のある児童
- ・精神に障害のある児童（発達障害児を含む）
- ・障害者総合支援法の対象なる難病の児童

また、上記に当てはまらなくても、医師などから療育の必要性が認められた児童については、専門家の意見書があれば受給者証（通所受給者証）を申請できます。必ずしも医学的な診断や障害者手帳の取得がなくてはいけないわけではありません。

受給者証の有効期間

有効期間については1年と定められており、市区町村によって時期に違いはありますが、受給者証（通所受給者証）の有効期間が終了する約2～3ヶ月前に更新の案内が送られてくることが多いようです。

継続して障害児通所支援を利用する際には、改めて申請が必要です。更新の手続きをしないと、期限が切れてサービスが利用できなくなってしまいますので注意しましょう。

支給決定までの流れは、最初の申請時とほとんど同じです。自治体からお知らせが来たら、なるべく早く手続きをしましょう。

申請を行う際には、すでに交付されている受給者証（通所受給者証）と申請書など必要な書類を持って、市区町村の担当窓口で手続きしてください。

利用料金について

利用者負担

受給者証（通所受給者証）があると、原則、利用料の9割が自治体から負担され、1割の自己負担でサービスを利用できます。また、児童発達支援等の場合、満3歳になって初めての4月1日から3年間（3歳から5歳まで）は無償で受けることが可能です。

利用者の負担が大きくなりすぎないように、ひと月に保護者が負担する額の上限が決められています。ひと月あたりに利用したサービスの量にかかわらず、利用者の世帯ごとの所得に応じて次のように設定されていて、この金額を超えて利用料を支払うことはありません。

- ・生活保護受給世帯・市町村民税非課税世帯: 0円
- ・市町村民税課税世帯（収入がおおむね920万円以下の世帯）: 4,600円
- ・上記以外（収入がおおむね920万円を超える世帯）: 37,200円

上記とは別に「ご飯」や「おやつ」また、毎回ではなく必要に応じ「おむつ」や衣類の貸し出し、イベントなどの「実費」が必要となります。

※2024年3月現在

※出典： 障害者福祉：障害児の利用者負担 | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/service/hutan2.html